

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aにおいて新聞販売店店員として就労していた。平成〇年〇月〇日、原動機付自転車で新聞配達中に普通自動車と衝突して負傷（以下「労災事故」という。）し、「左大腿骨骨幹部骨折」（以下「原傷病」という。）と診断され療養していたところ、監督署長は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付けで同月〇日をもって治ゆ（症状固定）として取り扱う旨の「治ゆの認定（通知）」を送付した。

請求人は、その後も繰り返し療養のため休業が必要だったとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求期間の重複又は治ゆ後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、繰り返し審査請求、再審査請求をしたが、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）及び当審査会はいずれも棄却した。

請求人は、今回、労災事故により原傷病以外の複数の傷病（以下「本件傷病」という。）を発症し、その療養及び療養のための休業が必要であったとして、監督署長に、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る8件の療養補償給付及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る126件

の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病と労災事故の間に相当因果関係がなく、原傷病は治癒しているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病と労災事故との間に相当因果関係があると認められるか、また、原傷病の再発が認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、労災事故により本件傷病を発症し、その療養及び療養のための休業が必要であったとして、本件再審査請求に及んだものである。

(2) そこで、当審査会において、本件傷病と労災事故との間に相当因果関係が認められるか否か、原傷病が治癒しているか否かについて検討したところ、決定書と同様の結論に至ったものである。

(3) なお、当審査会は、請求人の主張についても十分に精査し、医証や療養内容も含めて詳細に検討した上で、今回の結論に至ったことを念のため付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。